



News Release

平成 30 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 アジアパイルホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒瀬 晃
(コード番号 5288 東証第一部)
問合せ先 広報担当 道券 宏之
(TEL 03-5843-4173)

新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 28 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社グループはコンクリート杭の製造、施工に加え、鋼管杭並びに場所打ち杭による杭基礎工事全般を手掛ける我が国唯一の総合基礎建設会社です。当社グループは杭基礎業界屈指の設計部門と施工部門を擁し、お客様の多種多様なニーズに応じ、杭基礎工事の全ての分野から最適な設計提案を行うとともに、当社グループ独自の施工マニュアルに基づき、高品質の施工を実施しております。

当社グループは国内においては、さらなる事業拡大を図る為、人材の育成に努めるとともに施工機械・機材の増強による施工能力の向上と、国内工場の増設、既存工場の生産能力の増強を進め、杭基礎工事の大型化に積極的に対応してまいりました。

また、海外においては、日本で培った杭基礎工事の高度な技術力を武器に成長著しいアセアン市場に進出し、アセアン各国の基礎資材の製造及び建設を事業とする企業と連携し、基礎工事関連事業の推進を図っております。そうした中、2010 年 7 月にベトナム大手のコンクリートパイル製造・施工会社 Phan Vu Investment Corporation (以下「PV 社」という。)に出資いたしました。生産・施工技術の導入、経営体制の改善などを進めるとともに、2013 年末には連結子会社化し、ベトナム南部を拠点としてきた PV 社は北部ハノイにも進出し本格的な基礎工事関連事業の展開を加速させ、着実な成長を遂げております。また、2015 年には今後大きな成長が見込まれるミャンマーにおいて、当社、PV 社、並びにミャンマーにおけるコンクリートパイル業界大手である Myanmar V-Pile Co. Ltd. との 3 社による合弁会社 VJP Co. Ltd. を設立いたしました。2017 年にはティワラ経済特区に新工場を建設し、ミャンマー国内でのコンクリート杭の製造販売事業を開始いたしました。

当社グループはこれまで上記記載の取組みを積極的に実施し、業容の拡大を図ってまいりましたが、今後はこれらをより発展させるとともに、国内外で一層の成長を図る為、下記の取組みを中長期的に検討し

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

てまいります。

1. 施工部門における人材育成、人員増強に加え、ICT を活用した施工管理の効率化
2. 新技術の開発により事業基盤の強化を図るとともに、杭基礎事業に隣接する新たな事業分野への進出を検討

3. 海外においてはベトナムに続きミャンマーでの基礎工事関連事業を本格化するとともに、周辺東南アジア諸国での事業化を検討

今般の公募増資による調達資金は、主に当該取組みを実施していく中で必要となる①ベトナムの当社連結子会社である PV 社への投融資資金、②当社連結子会社であるジャパンパイル株式会社（以下「ジャパンパイル」という。）への投融資を通じた国内における新工法による高支持力対応の節杭製造用生産機材の購入、生産設備の更新投資、及び大型工事の受注増加に対応する為の施工機械・機材の購入にかかる設備投資資金に充当する予定であります。なお、PV 社は、ベトナム北部における基礎工事関連事業の一層の拡大を図る為、平成 30 年 9 月 26 日に FECON MINING JOINT STOCK COMPANY（以下「FCM 社」という。）を買収しております（詳細につきましては平成 30 年 8 月 20 日付で公表の「当社連結子会社によるベトナム FECON MINING JOINT STOCK COMPANY の株式の取得（孫会社化）に関するお知らせ」をご参照下さい。）。PV 社は当社からの投融資資金を、FCM 社を買収するにあたり調達した銀行借入金を含む借入金の返済資金に充当する予定です。

当社グループは今回の公募増資を実施することで、財務体質の向上及び当社成長戦略における今後の積極的な事業展開が可能となり、より一層の収益力の強化及び企業価値の拡大に繋がるものと考えております。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 3,479,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 30 年 10 月 9 日（火）から平成 30 年 10 月 12 日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成30年10月16日（火）から平成30年10月19日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 黒瀬 晃に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 521,000株
 なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われな場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 黒瀬 晃に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 521,000株
- (2) 払込金額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 割 当 先 及 び S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 521,000 株
割 当 株 式 数
- (5) 申 込 期 日 平 成 30 年 11 月 7 日 (水)
- (6) 払 込 期 日 平 成 30 年 11 月 8 日 (木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 黒瀬 晃に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、521,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成30年9月28日（金）開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成30年11月5日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成 30 年 10 月 9 日 (火) の場合、「平成 30 年 10 月 12 日 (金) から平成 30 年 11 月 5 日 (月) までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成 30 年 10 月 10 日 (水) の場合、「平成 30 年 10 月 13 日 (土) から平成 30 年 11 月 5 日 (月) までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成 30 年 10 月 11 日 (木) の場合、「平成 30 年 10 月 16 日 (火) から平成 30 年 11 月 5 日 (月) までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成 30 年 10 月 12 日 (金) の場合、「平成 30 年 10 月 17 日 (水) から平成 30 年 11 月 5 日 (月) までの間」

となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	34,534,092 株	(平成 30 年 9 月 28 日現在)
一般募集による増加株式数	3,479,000 株	
一般募集後の発行済株式総数	38,013,092 株	
本第三者割当増資による増加株式数	521,000 株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	38,534,092 株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行 (本第三者割当増資)」の割当株式数の全株式に対し SMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資に係る手取概算額 3,027,928,000 円については、平成 31 年 3 月までにベトナムの当社連結子会社である PV 社への投融資資金として 1,500,000,000 円を、平成 30 年 12 月までに国内の当社連結子会社であるジャパンパイルが設備投資を行うための同社への投融資資金として 1,340,000,000 円を、残額が生じた場合には平成 30 年 12 月までにジャパンパイルが事業運営のために調達した銀行借入金を返済するための同社への追加的な投融資資金として充当する予定です。

PV 社は当社からの投融資資金を、平成 31 年 3 月までに、ベトナム北部の事業基盤の拡大を図るべく FCM 社を買収するにあたり調達した銀行借入金の返済資金に約 10 億円 (9 百万 US ドル相当) を、残額の約 5 億円は同社が事業運営のために調達した銀行借入金の返済資金にそれぞれ充当する予定であり、今後の投資に備えるものです。

ジャパンパイルは当社からの設備投資のための投融資資金の全額を、平成 32 年 3 月までに山梨工場他 2 工場における新工法による高支持力対応の節杭製造用生産機材の購入資金に、岐阜工場他 3 工場における生産設備の更新を目的とした設備投資資金に、施工部門における大型工事受注増加に対応するための施工機械・機材の購入資金に充当する予定です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成30年9月28日現在（ただし、既支払額については平成30年8月31日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
ジャパンパイル 株式会社	山梨県南巨摩郡	基礎工事 関連事業	生産機材	410	-	増資資金	平成30年 5月	平成31年 7月	新工法による 高支持力対応 の節杭の 新規生産
山梨工場	滋賀県愛知郡								
滋賀工場 福岡工場	福岡県飯塚市								
ジャパンパイル 株式会社	岐阜県本巣市	基礎工事 関連事業	生産設備	390	-	増資資金、 自己資金	平成30年 9月	平成32年 3月	更新投資
岐阜工場	茨城県古河市								
茨城工場	滋賀県栗東市								
八洲工場 岡山工場	岡山県倉敷市								
ジャパンパイル 株式会社	東京都中央区	基礎工事 関連事業	施工機械・機材	545	-	増資資金、 自己資金	平成30年 4月	平成31年 12月	施工能力アップ
施工部門									

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の用途に充当することにより、今後の収益基盤の拡大等を通じた中長期的な収益性の向上につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分につきましては、業績に応じて安定的に配当を実施していくことを基本方針としております。当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。また、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、将来にわたる株主の利益確保のため、当社グループの今後の事業展開に有効に活用していく所存であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
1株当たり連結当期純利益	41.49円	47.20円	55.35円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	12.0円 (6.0円)	15.0円 (6.0円)	15.0円 (7.5円)
実績連結配当性向	28.9%	31.8%	27.1%
自己資本連結当期純利益率	5.8%	6.3%	7.0%
連結純資産配当率	1.7%	2.0%	1.9%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（連結純資産額合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
 3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
 4. 平成29年3月期の1株当たり年間配当金には、ジャパンパイル統合10周年記念配当3円を含んでおります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
始 値	688円	412円	614円	661円
高 値	906円	682円	828円	910円
安 値	328円	342円	529円	601円
終 値	408円	610円	658円	845円
株価収益率	9.83倍	12.92倍	11.89倍	一倍

- (注) 1. 平成31年3月期の株価等については、平成30年9月27日（木）現在で記載しております。
 2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成31年3月期については未確定のため記載しておりません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

当社はSMB C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。